

○健康相談員の設置及び運営に関する要綱

平成17年5月24日
警厚第93号

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康相談員の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 警務部厚生課に健康相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であって、保健師又は看護師の資格を有するものをもって充て、警察本部長（以下「本部長」という。）がこれを任命する。

(職務)

第3条 相談員は、次の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 健康診断の結果等から常に山口県警察職員（以下「職員」という。）の健康状態を把握しておく。
- (2) 山口県警察職員の健康管理等に関する訓令（平成17年山口県警察本部訓令第7号。）第22条に規定する有指導区分者、療養又は治療を必要とする者その他の健康相談を必要とする者からの健康相談に応じ、又は当該者に対して指導助言を行うため、随時巡回し、又は訪問する。
- (3) 山口県警察におけるストレスチェック制度の実施に関する要綱（平成28年9月5日付け山口警厚第196号）に定めるストレスチェック制度を実施する。
- (4) 産業医その他の医療機関と密接な連絡及び調整を図る。
- (5) 職員を対象とした保健衛生に関する指導及び教養に努める。
- (6) その他警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）が指示する職務を行う。

(勤務管理簿)

第4条 相談員は、健康相談業務等の状況を健康相談員勤務管理簿（別記様式）に記録し、厚生課長に報告するものとする。

(派遣要請)

第5条 所属長は、所属職員の健康管理について助言指導を必要とするときは、厚生課長に相談員の派遣を要請することができる。

(研修等)

第6条 厚生課長は、相談員の資質の向上を図るため、各種研修等に参加させ、又は教養するよう努めなければならない。